浅沼薫奈『日本近代私立大学史再考』

（学文社、二〇一九年、二二四頁）

鈴木勇一郎

本書は、一九〇三年の専門学校令によって、一定の基準を満たした私立学校が大学の名称を名乗るようになった時期を、日本の私立大学が成立していく上で重要な時代と捉え、この時期に「私立大学が実態としていかに準備されたのか」を明らかにしようとした研究である。はじめに本書の構成を掲げておく。

序　章
第一章　総合的私学における「大学」への志向
　第一節　慶應義塾大学
　第二節　早稲田大学
第二章　私立法律学校の躍進と「大学」への転換
　第一節　法政大学
　第二節　明治大学
　第三節　中央大学
　第四節　専修大学
　第五節　日本大学
　第六節　立命館大学
第三章　宗教系私学における「大学」の設立
　第一節　同志社大学
　第二節　立教大学
　第三節　上智大学
　第四節　駒澤大学
　第五節　大谷大学
　第六節　國學院大学
第四章　単一学部の「大学」設立
　第一節　拓殖大学
　第二節　東洋大学
終　章

周知のように、一八八六年の帝国大学令の制定以降、長らく政府が正式に「大学」として認めてきたのは、東京をはじめとする帝国大学、つまり官立の総合大学に限られていた。その他大勢の私立や公立、官立でも単科の高等教育機関はいずれも「大学」として認められてこなかった。

それが一九〇三年に、こうした高等教育機関を政府が「専門学校」として認可する専門学校令を制定した際、予科の設置など、いくつかの基準を満たした学校に「大学」の名称を名乗ることを認めたのである。本書では、

この時から大学令の制定により私立大学などが正式に大学として認可される道が開けるまでの時期を「「大学」名称期」と規定する。

従来の研究では、この時期は私学の大学昇格要求への「緩衝措置」の段階として捉えられてきた。つまり、私立学校などの大学設置要求に直面した文部省が当面の弥縫策として打ち出したのが、大学の名前を名乗ることを許すことだったというものである。

本書の著者は、こうした評価を肯定しつつも、行政側からの観点に捉われ過ぎているとして、疑問を呈する。多くの私立学校の沿革史に接してきた著者は、私立大学側から見た場合、この時期こそが専門学校から大学への実質的な転換点だったという認識を持ったのである。著者によると、この時期の各私学は、学科課程の改善充実、施設の拡充、学内諸制度の整備を推し進めてきたという。その上で、大学令公布以降、私立大学の設立認可が急速に進んだのは、私学側ですでに大学化に向けた準備が進んでいたからとする。

大学令によってはじめて私立大学にも制度上も正式に大学となる道が開かれたが、文部省による大学の認可には、供託金の納付や専任教員の配置など、厳しい条件が存在した。その結果、各私立大学の組織やカリキュラムはどうしても政府の規制に縛られざるを得なくなった。大学令下の私立大学は「疑似帝国大学」への変容を求められたのである。

一方で「大学」名称期に、専門学校令による大学の名称を名乗ることに対して、政府による制約は比較的少なかった。従って大学開設をめざす各私立学校にとって大学名称期は、独自の大学モデルを模索し、教育理念や理想を追求した時期であり、正規の大学への一歩を踏み出すための、重要なステップとなったのである。

著者は、自らが数多くの私学の沿革史に接してきた経験から、この時期に各私学は学内諸制度の整備、カリキュラムの改善・充実、施設の充足などが進んだことに着目する。こうした各学校の建学理念、教育方針、教育実態や制度の変化を、それぞれの学校の事例に沿った実証的な分析を積み重ね、検証していくことで、私学がどのような「大学」をめざしていたのかを明らかにしようとしたのである。

各大学史の編纂に携わる場合、基本的には自らの学校の来歴に関心が集中し、他校と比較してその特質や共通性を明らかにしようとする志向に乏しい。それぞれの事象がどの程度特徴的なのか否かは、他者との比較を通じて初めて明らかになるものだ。

著者は、①早稲田、慶應義塾②法律学校③宗教系学校④単一学部の学校にカテゴリーを分け、それぞれの大学

に向けた取り組みを具体的に検討することで、その特徴をとらえようとしたのである。こうした作業は、非常に時間と手間がかかるものであり、評者も本書を読むことで初めて知ったこの時期の各学校の取り組みを知ることができた。また、各学校の歴史を取り上げる場合、創立期に関心が集中しがちであり、学校の実質が充実していった時期の変容に焦点を当てることは少ない。そうした意味で、本書は大学史の編纂に携わる者にとって、非常に重要な研究成果であることは確かだ。

とはいえ通読して感じたのは、各学校の動向についての具体的な記述は基本的に浅く、全体としては「沿革」の確認に止まっているという印象をぬぐえなかった。また、一九〇三年から一九一八年までの「大学」名称期に分析の対象を設定しているにもかかわらず、いくつかの学校については、創立期からの変遷に重きを置いているような印象を受けた。もちろんそれ以前からの連続の中で捉えなければ特質をとらえにくいということは確かなのだが、その分叙述が散漫になるという結果をもたらしている。実際、立教学院に関わる部分でも、基本的にはこれまでの沿革史類の内容を確認することに止まっている。

著者は、こうした状況を乗りえるため、各学校の資料室等で公開されている学内史料を積極的に利用することをめざしたが、実際には一部にとどまり、現実には各学校の年史に依拠している部分が多くなっている。

もちろん、以前に比べれば各私立大学における学内史料の公開は進んできているが、実際のところはなかなか制約が多いのが実情だ。一五〇年史の編纂を進めている立教学院においても、今後一層こうした取り組みを進めていく必要があることをあらためて感じた。